

改正

平成21年8月18日規則第42号

平成30年3月29日規則第8号

令和6年11月22日規則第29号

筑紫野市指定介護予防支援事業者及び指定居宅介護支援事業者の指定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、指定介護予防支援事業者及び指定居宅介護支援事業者の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請及び指定の決定)

第2条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第79条第1項又は第115条の22第1項の規定による申請は、介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（令和5年厚生労働省告示第331号。以下「様式告示」という。）別紙様式第2号(1)により行うものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合においてこれを審査し、指定についての可否を決定したときは、指定介護予防支援事業者・指定居宅介護支援事業者指定可否決定通知書（様式第1号）により申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により指定を受けた者は、指定書（様式第2号）を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(変更の届出等)

第3条 法第82条第1項又は第115条の25第1項の規定による届出は、様式告示別紙様式第2号(3)、別紙様式第2号(4)又は別紙様式第2号(5)によりそれぞれ行うものとする。

(指定の更新の届出)

第4条 法第79条の2又は第115条の31において準用する法第70条の2の規定による申請は、様式告示別紙様式第2号(2)により行うものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合においてこれを審査し、指定更新についての可否を決定したときは、指定介護予防支援事業者・指定居宅介護支援事業者指定更新可否決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により指定更新の決定を受けた者は、指定更新書（様式第4号）を当該指定に係る

事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(都道府県等への情報提供)

第5条 市長は、第2条第2項の規定による指定又は第3条若しくは前条の規定による届出又は更新（以下「指定等」という。）があったときは、都道府県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
 - (2) 当該事業所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
 - (3) 指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日
 - (4) 事業開始年月日
 - (5) 運営規程
 - (6) 介護保険事業所番号
 - (7) 管理者の氏名、生年月日及び住所
 - (8) 役員の氏名、生年月日及び住所
 - (9) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号
- (公示)

第6条 法第85条又は第115条の30の規定による公示は、法第85条又は第115条の30各号の措置に係る事業所に関する次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 介護保険事業所番号
 - (2) 事業所の名称及び所在地
 - (3) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
 - (4) 指定、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止の年月日
- (申請等の手続における電子情報処理組織の使用)

第7条 第2条第1項、第3条又は第4条第1項の申請又は届出（以下「申請等」という。）は、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの（やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。）により提出する

ものとする。

(補則)

第8条 この規則に規定するもののほか、指定介護予防支援事業者及び指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(指定等を行うために必要な準備)

2 市長は、この規則の施行日前においても、指定介護予防支援事業所の指定等に関し必要な手続を行うことができる。

附 則 (平成21年8月18日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月29日規則第8号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年11月22日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

指定介護予防支援事業者・指定居宅介護支援事業者 指定可否決定通知書

第 号
年 月 日

様

筑紫野市長

年 月 日付けで申請のありました指定申請について、次のとおり決定しましたので通知します。

事業の種類		
名 称		
所 在 地		
決定年月日	年 月 日	
指定の可否 ☐ 指定します ☐ 指定できません		
指定できない理由		
指定の条件		
備考		

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、筑紫野市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、筑紫野市（訴訟において筑紫野市を代表する者は筑紫野市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること、又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

年 月 日

筑紫野市長

指 定 書

介護保険法（平成9年法律第123号）第 条第 項の規定に基づき、下記のとおり指定します。

記

1 申請者の名称

2 代表者の職氏名

3 事業所の名称
及び所在地

4 指定年月日 年 月 日

5 有効期限 年 月 日

6 介護保険事業所番号

7 サービスの種類

指定介護予防支援事業者・指定居宅介護支援事業者
指定更新可否決定通知書

第 号
年 月 日

様

筑紫野市長

年 月 日付けで申請のありました指定更新申請について、次のとおり決定しましたので通知します。

事業の種類		
名 称		
所 在 地		
決定年月日	年 月 日	
指定更新の可否 ☐ 指定更新します ☐ 指定更新できません		
指定更新できない理由		
指定更新の条件		
備 考		

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、筑紫野市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、筑紫野市（訴訟において筑紫野市を代表する者は筑紫野市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること、又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

年 月 日

筑紫野市長

指 定 更 新 書

介護保険法（平成9年法律第123号）第 条第 項の規定に基づき、下記のとおり指定更新します。

記

1 申請者の名称

2 代表者の職氏名

3 事業所の名称
及び所在地

4 指定更新年月日 年 月 日

5 有効期限 年 月 日

6 介護保険事業所番号

7 サービスの種類